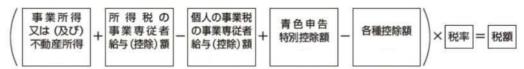
◆受付件数と区分 (単位:件)

提言	意見	苦情	要望	相談	問合せ	その他	合計
0	12	13	2	12	1,106	14	1,159

※件数には、一般的な税務相談の件数も含まれています。

- ◆ 寄せられた都民の声と都の対応事例(令和7年7月分)
- ▶ (都民の声) 個人事業税の概要を教えてください。
 - (回答) 個人事業税は、都内に事務所や事業所を設けて、法令で定められた事業を行っている個人の方に対してかかる税金です。税額は、税務署等に提出した確定申告書等の所得金額を基に、以下のとおり計算します。税率は業種によって異なります。



原則として8月、11月の年2回(第1期納期限 8月31日、第2期納期限 11月30日(※休日の場合はその翌日))。8月に都税事務所・支庁から送付する納税通知書により各納期に納めます。このほか、所得税の修正申告をした場合、更正・決定が行われた場合、事業を廃止した場合等の特別な場合には、上記とは別に納税通知書に記載する納期限までに納めていただきます。詳細は、以下のURLよりご覧いただけます。

トップページ <仕事と税金><個人事業税>

https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/kazei/work/kojin_ji

- ▶ (都民の声) 延滞金はいつからかかりますか。また、計算方法について教えてください。
 - (回答) 延滞金は、税金を納期限までに納めないときに、徴収されます。納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じて、計算されます。延滞金の率及び計算方法は以下のURLよりご確認ください。 なお、納期限の過ぎた納税通知書等で既に納付いただいた場合でも、延滞金がかかる場合があります。 その場合、後日、納付いただく延滞金のみの納付書を送付いたします。 詳しくは、各都税事務所までお問い合わせください。

トップページ <税金の支払い><延滞金について> https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/tozei_nouzei#L7

提言:施策の未実施や不十分さ等について、新たな施策の実施や既存の施策の改善策を具体的に提示し、その実施を求めるもの。

意見:施策や職員の行為についての激励・感謝、評論・感想等で、一般的な都政や知事発言等に対する賛否や批判を含むもの。

苦情:施策の実施または未実施等に伴う被害等の不都合や職員の対応への不満を申し立てるもの。また、その是正、補償、陳謝等の救済を求めるもの。

要望 : 施策の未実施や不十分さ等について改善を求めるもので、改善の方法等について言及されていないか、あるい は抽象的なもの。

相談 : 困りごとについて判断の指針や助言、またはそのために必要な情報や対話を通じて求めるもの。

問合せ : 施設の所在地、事務所の所管部署、施策の内容や手続など知りたい点を明示して尋ねるもの。

その他 : 都政運営とは直接関係のない事象に関する苦情・要望・提言・意見で、趣旨等不明の訴え等を含むもの。